

【資料1】

環境清掃審議会資料
令和6年10月29日
環境部環境課

「会議録への氏名表記」と「傍聴等のルール」について

令和6年4月に環境清掃審議会委員に実施した「会議録の取扱い及び傍聴ルールについてのアンケート」の結果などに基づき、以下のとおり取扱い等を定めたく、ご協議のほど、お願いします。

記

1 現状の取扱い及びこれまでの経緯

(1) 会議録への氏名表記について

<現状>

環境清掃審議会では、区公式ホームページ上で公表している会議録に発言委員名の表示はせず、他の複数の審議会と同様に「A委員」、「B委員」として表記する運用を行ってきています。しかし、同様の取扱いを行ってきた他の審議会では、「氏名(姓)表記すべき」といった意見も出てきています。

(2) 傍聴等のルールについて

<現状>

傍聴等の取扱いは、当審議会としてルールを定めている訳ではなく、区議会のルールを準用することとしています。

【参考：これまでの運用】

- ・傍聴を希望する者は、必要事項を「傍聴人受付票」に記入して事務局に提出する。
- ・傍聴人が「撮影や録音」などを希望する場合は、その旨申し出の上、会長の許可が必要
- ・騒ぎ立てる等、議事進行の妨げとなる行為を行った傍聴人は、会長から退場を命じられる場合がある。

近年、DXの進展により、他の審議会では、傍聴を希望する者から、審議中の録音・撮影の希望が増えています。録音・撮影されたデータは、SNS等で配信されることや、HP等で公表する会議録に先行して配信される可能性もあり、審議会運営において自由闊達な議論に影響を及ぼすことも考えられます。

2 アンケート調査の実施結果

上記(1)、(2)を踏まえ、当審議会のルール(取扱い)が必要と考え、令和6年4月にアンケート調査を実施し、審議会委員のご意向を伺いました。アンケート結果は、別紙「会議録の取扱い及び傍聴ルールについてのアンケート結果報告」のとおりです。

3 ルール（取扱い）について

(1) 会議録の氏名表記について

アンケート調査を行った結果、『①自由闊達な発言の妨げ等になるので、従来通り、「A委員」「B委員」の記載が良い』、との意見が多数となったが、一方で『公開の会議であること等に鑑みて、氏名（姓）表記がよい』との意見も同程度ありました。審議会委員の改選もありましたので、改めて、審議会の意思を確認させていただきたい。

<参考>

①他の附属機関の状況

区公式ホームページ上で公開が確認できた他の附属機関の会議録の表記

氏名（姓のみ）表記	13	} 約半数
「A委員」表記	2	
「委員」表記	6	
記載なし（要旨のみの公開、非公開など）	4	
計	25	

②区の「附属機関などの会議記録の作成要領 第4(2)イ

「発言者が委員の場合は、発言者名を記載しなくてもよいが、その場合は単に委員と記載する。」（抜粋）とされています。しかし、その表記では、ひとりの委員の質疑が続いているのか、別の方に替わっているのかなどが分かりにくいこと等から、当審議会では、会議録をご覧になっている方にとって分かりやすい表記となる様、これまで「A委員」「B委員」と表記しています。

(2) 傍聴等のルールについて

①当審議会での取り扱い：傍聴人による録音・撮影は認めない。

アンケートの結果、『②会議録が区公式ホームページ上に公開されるので、個人的な撮影・録音は認めるべきではない』との意見が多数であり、その他は少数の状況でした。そのため、「傍聴人による録音・撮影は認めない」ものとして、今後、取り扱っていくことについて、審議会の意思を確認させていただきたい。

②「杉並区環境清掃審議会における会議傍聴の取扱いについて」の策定について

その他、細かなルールもあわせ、別添のとおり「杉並区環境清掃審議会における会議傍聴の取扱いについて」(案)を事務局で作成しましたので、ご確認をお願いします。

(策定根拠：杉並区環境清掃審議会条例施行規則第7条) 次回の審議会での決定をもって、審議会が定める日を施行日とします。

4 その他

上記「3 ルール(取扱い)について」に関して、疑義が生じた場合は、会長が審議会に諮って、改めて決定することとします。